

令和 6 年度 第 1 回 奈良支部評議会議事録

開 催 日	令和 6 年 7 月 22 日（月） 14：00～16：00
開 催 場 所	新大宮セミナールーム
出席評議員	石井評議員、小川評議員（議長）、小笹評議員、谷奥評議員、鐵東評議員、西田評議員、深水評議員、松井評議員、柳評議員（五十音順）
議 題	

【議題】

1. 令和 5 年度協会けんぽ決算と奈良支部収支見込みについて
2. 令和 5 年度協会けんぽ事業実績報告について
3. マイナ保険証にかかる現状報告について

【資料】

- 資料 1-1 令和 5 年度協会けんぽ決算と奈良支部収支見込みについて
- 資料 1-2 令和 5 年度財務諸表、決算報告書及び決算報告書の概要
- 資料 2 令和 5 年度協会けんぽ事業実績報告について
- 資料 3-1 「資格情報のお知らせ等」の配付ご協力お願いチラシ
- 資料 3-2 「資格情報のお知らせ」（見本）
- 資料 3-3 「医療機関の受診はマイナ保険証で」チラシ

【支部長挨拶】

最近暑い日が多く熱中症の危険があるなか、コロナがまた流行しはじめており、奈良県医師会会長から注意喚起がなされている。今後夏の外出機会が増えることもあり拡大が懸念されるほか、手足口病や、数は少ないものの劇症型溶連菌等の感染症の流行が話題になることが多く、コロナ禍後の生活スタイルの変化の影響もあると言われていところであり、十分に注意していただきたい。

直近のトピックスとしては、7 月 10 日に奈良県商工会議所連合会と健康経営に関する連携協定を締結した。これまでも県下の各商工会議所と連携し各々事業を行ってきたが、今後より連携を深めることで健康経営を浸透させていく予定である。

また、来月は奈良県商工会連合会との連携協定締結を予定している。いくつかの商工会とは、自治体とあわせて連携協定を締結した経緯もあるが、今後小さい商工会を含め活動を強化していくためにも、商工会連合会との連携協定の締結を契機にしたいと考えている。

加入者の健康づくりや疾病予防、それからつながる医療費抑制のためには、職場や事業所様のサポートが不可欠と考えているので、今後も経済団体をはじめ、自治体や関係団体との連携を深めながら、健康経営の普及に引き続き注力していきたいと考えている。

本日の議題については、主に 2023 年度の決算、事業報告等である。

決算については、単年度の収支差は約 4,600 億円の黒字であり、前年度より約 340 億円黒字額が増加している。収入では保険料収入のほか国庫補助等の伸びがあり、一方で支出も医療給付費や拠出金等による伸びがあるなかで、前年度に交付された国庫補助の精算等による国への返還が生じなかったことが、単年度収支が前年度より増える結果につながった。実際のところは、保険料収入等の収入の伸びに比べ、医療給付費等支出の伸びのほうが大きいため、名目上は単年度の収支差は広がっているが、実質的には昨年度より収支差が縮小しているという状況である。今後財政面についても、高齢化が進展するなかで後期高齢者支援金等の拠出金の増加が見込まれていること、また、医療が高度化していくなかで医療費の増加も予想されるため、まだまだ厳しい状況は続いていくと認識している。そのような状況のなか、保健事業等に力を入れ将来的に健康保険料抑制に資するように努めてまいりたい。本日の議題についても多くの意見をお願いしたい。

議 事 概 要 (主な意見等)	
--------------------	--

《議題》

1. 令和 5 年度協会けんぽ決算と奈良支部収支見込みについて

資料 1-1、1-2 について説明

＜主な意見と回答＞

【事業主代表】

2023 年度決算見込みについて、支出の項目名「その他」の金額が前年度比で 683 億円減少している要因は何か。

(事務局)

前年度に交付された国庫補助の精算等による国への返還が生じなかったことが主な要因である。

【被保険者代表】

支出の中には協会けんぽ職員の人件費も含まれているのか。

(事務局)

支出の項目名「その他」の 2,705 億円に含まれている。

【被保険者代表】

2023 年度の協会けんぽ職員数は前年度と比べて増減はどうなっているか。

(事務局)

特段大きくは変わっていない。

【被保険者代表】

収支差が前年度比で増えているが、それによって協会けんぽ職員の給与や賞与が増減したというのはあるのか。

(事務局)

収支差をもとに給与や賞与を決定している訳ではない。公務員と同じように、人事院勧告を参考に民間企業の賃金水準の動向に沿った形で決定している。

【被保険者代表】

加入者数等の動向について、2023 年度の加入者数は前年度比で減少している一方で、被保険者数が若干増加しているのはどういうことか。

(事務局)

加入者数は被扶養者数も含まれた人数であり、被保険者数が若干増加したものの加入者数が減少していることは、被扶養者数が減少していることを表している。短時間労働者の社会保険適用拡大により被扶養者から被保険者に変更になった加入者が一定数いる影響等により、最終的に被扶養者は減少、被保険者は若干増加となっている。

【事業主代表】

グラフを見ると事業所数が毎年増えているが、実感として事業所数が増えている気がしない。事業所数が増えている実感はあるか。

(事務局)

ここでお示ししている事業所数は協会けんぽ加入事業所数であり、以前より事業所自体は存在するものの協会けんぽに加入していなかった事業所が、日本年金機構における適用拡大活動等により最近になり加入したケースも一定数あると思われる。

【学識経験者】

単年度収支差と準備金残高等の推移のグラフの注釈 4 において、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設

けられたとあるが、具体的にどのような影響があるのか。

(事務局)

前年度新たに積み上がった準備金の一部は翌年度の国庫補助と相殺となり、新たに積み上がる準備金については保険料のみが充当される仕組みとなっている。また、平均保険料率の引き下げ等の変更があったとしても、精算額は国庫補助率 16.4%を基礎に計算する仕組みとなっていることから直接的な影響はない。

ただし、準備金の積み上がりにより平均保険料率を引き下げた場合は、協会けんぽの財政運営が構造的に改善したと解釈されることで、国庫補助も現水準（16.4%）も必要ないのではないかとといった風潮になる可能性もあるとみている。

【議長】

主要係数の推移で一人当たり医療給付費が近年大きく伸びていて、理由として呼吸器系の疾患とコロナの影響と説明があったが、それだけでは説明できない部分があると思う。伸びの理由について他にどのようなものがあるか。癌や歯科が伸びているということはないか。

(事務局)

癌や歯科が伸びているかどうかはまだ確認できていない。主な要因としては呼吸器系の疾患とコロナの影響であると本部から説明を受けているが、ご指摘の件は確認しておく。

2. 令和5年度協会けんぽ事業実績報告について

資料2について説明

<主な意見と回答>

【学識経験者】

KPI において返納金債権の対象範囲が拡大されているが、通常は回収率の低いものに焦点を当てるところ、あえて回収率の高いものを含めるようにした意図は何か。

(事務局)

KPI において返納金債権の対象範囲が拡大になった理由は、資格喪失後受診に係るものは金額ベースでは4割から5割程度であり、その他のものでも金額としては大きな割合を占めるためと思われる。

【被保険者代表】

保険証の回収率が令和5年度実績で 86.42%とあるが、退職の場合には保険証は当然回収されるものという感覚があるため、低いように感じる。この実績はどこに回収されていない実績なのか。

(事務局)

例えば4月に資格喪失の場合は5月の第二土曜日に集計しており、それまでに回収された保険証を基に数字が計上されるため、低いように感じるかもしれない。それ以降に回収される保険証も一定数あるが、KPIの数字として反映されないだけであり、最終的には97%、98%あたりまで毎年回収できている。

【被保険者代表】

一般競争入札の案件、一者応札の案件はどういったものがあるか。そもそも業務を担える業者が少ないような分野であれば、このKPI設定ではこれらの取り組みを行ったとしても、複数業者の参加は難しいのではないかと思う。

(事務局)

公告をして一般競争入札により調達するのが基本的な調達手法であり、随意契約は適切な理由がある場合にのみ適用されるものである。具体的な例としては、奈良支部から差し出す郵便物を毎日中央郵便局に持ち込む業務は一般競争入札の案件である。この案件については、持ち込む数量が多くはなくそこまで大きな金額にはならないが、毎日ドライバーを数時間確保する必要があるため、業者にとってはハードルの高い案件となり結果として一者応札になってしまう。また、奈良支部のような地方の小規模支部は、分母である一般競争入札の案件数自体が大きくないため、一者応札が1件出ただけですぐに割合が上がってしまう側面もある。

3. マイナ保険証にかかる現状報告について

資料3-1、資料3-2、資料3-3について説明

<主な意見と回答>

【学識経験者】

保険証の回収について、令和6年12月以降に従業員が退職した時には、資格情報のお知らせも回収する必要があるのか。

(事務局)

資格情報のお知らせについては回収する必要はない。

【被保険者代表】

資格情報のお知らせにはマイナンバーの下4桁が記載されるということだが、特定個人情報のガイドラインに則った取り扱いをしてくださいというような事業所に向けた説明は入るのか。それとも特定個人情報の対象にはならないのか。

(事務局)

特定個人情報に該当しないため、資格情報のお知らせを送付する際に事業所に向けてそのような説明文を入れる予定はない。また、資格情報のお知らせ自体、本人に保管していただくものであり、本人が資格喪失した際にも回収していただく必要のないものである。

【学識経験者】

事業所としては封筒を従業員に配ればよいということか。

(事務局)

従業員分とその被扶養者分をまとめて従業員の方に配付いただくよう、お手数をおかけするがお願いしたい。なお、協会としては当人の受領確認等は求めないこととしている。

【学識経験者】

マイナンバーカードを従業員が持っているかどうかを把握していないが、マイナ保険証にする手続きは本人が行うものか。

(事務局)

そのとおり。また、資格情報のお知らせ自体はマイナンバーカードを持っているかどうかに関係なく全員を対象としているものであり、従業員の方に配付いただくところをお願いしたい。

【学識経験者】

従業員からマイナ保険証を持っておらず今後の受診をどうすればいいか聞かれた際はどのように対応すればよいか。

(事務局)

マイナンバーカードを作成すること自体は義務ではないため、あくまでも協力いただける範囲でマイナ保険証への切り替えを勧めていただければ結構である。

【学識経験者】

資格確認書の発行について、事業主は何もする必要がなく本人が手続きできるシステムになっているか。

(事務局)

新たに加入される方の場合、資格取得届の様式に新たに資格確認書の要否の欄が設けられるためそちらで意向表示していただくか、意向がなくとも資格確認書の発行が必要な方には自動的に作

成してお送りさせていただくシステムになる予定である。加入中の方についても保険証が使用できなくなる令和7年12月までに随時、資格確認書が必要な方に自動的に作成してお送りする予定である。

【事業主代表】

マイナンバーカードを持っていない方は、資格確認書をずっと使い続けることになるのか。

(事務局)

資格確認書は5年以内の有効期限を設ける予定である。その後のことは未定であるが、マイナカードが義務化されない限り、マイナ保険証を持たない方が一定数残るであろうことから、取扱自体を廃止することは出来ないと思うが、今後政府が決定することである。

【事業主代表】

マイナンバーカードを持っておらず通知カードしかない方の場合は、マイナンバーの下4桁の確認は通知カードの番号で行えばよいのか。

(事務局)

通知カードの番号で確認いただくことになる。なお、協会においてマイナンバーを把握できていない方の場合は、マイナンバーの下4桁の表示ではなくマイナンバーを登録してくださいという表示になる。

【学識経験者】

事業主としての希望であるが、従業員から事業所に対して多くの問い合わせを受けることが想定されるため、ホームページにQ&Aを掲載していただけるとありがたい。

(事務局)

掲載する方向で検討する。

【事業主代表】

マイナンバーの下4桁の表示があるのはマイナ保険証の登録が済んでいる方のみか。

(事務局)

マイナ保険証の登録が済んでいない方でも、日本年金機構や協会けんぽに対してマイナンバーを届け出してもらっている方については表示される。

【学識経験者】

資格情報のお知らせの切り取り部分に負担割合を記載する必要があるのではないか。

(事務局)

3割負担以外のケースがある70歳以上の方の場合には、高齢受給者証という負担割合が記載された証が別途あり、必要な場合には、マイナ保険証、資格情報のお知らせと合わせて高齢受給者証の提示が必要となる。

【事業主代表】

マイナンバーカードを持っていてマイナ保険証の手続きをしていない方の場合、マイナ保険証の登録をしないとマイナ保険証として使用できないのか、それとも12月になれば自動的にマイナ保険証になるのか。

(事務局)

自動的にマイナ保険証になることはなく、12月以降もこれまで同様に自身でマイナ保険証の登録手続きが必要である。

特記事項	
------	--

傍聴：なし

次回は令和6年10月頃の開催を予定。